任意予防接種費用を一部助成します（おたふく・インフルエンザ）

予防接種名	助成対象	接種回数	助成回数・金額	標準的な接種期間
おたふくかぜ	おたふくかぜに かかったことのない 1歳～小学校就学前	2回	接種1回につき 接種料金の半額助成 〈上限5千円〉	1回目：1歳 2回目：小学校就学前 （年長児相応年齢）

※おたふくかぜにかかったことのある方は、対象外です。

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）とは？
ムンプスウイルスによる、片側あるいは両側の唾液腺（耳の下あたり）の腫れと痛みを特徴とする感染症です。
合併症としてまれに脳炎、難聴、無菌性髄膜炎などを起こす場合があります。

【 申請方法 】接種後、下記の書類を持参し、福祉保健課窓口にて手続きをしてください。

①医療機関発行の領収書

②母子健康手帳または接種済証

③振込先口座を確認できる通帳またはキャッシュカード

（申請の際に、申請書へ必要事項をご記入いただきます。）

〈インフルエンザ〉

種類	助成対象	助成回数	助成額	助成期間
不活化ワクチン	・生後6か月～高校生相当 ・妊娠中の方	・生後6か月以上 13歳未満：2回 ・13歳以上：1回 ・妊婦：1回	1,400 円	10 月 1 日～2 月 28 日
経鼻弱毒性 生ワクチン	・2 歳以上～高校生相当	1 回	・2 歳以上 13 歳未満 2,800 円 ・13 歳以上高校生相当 1,400 円	

※インフルエンザの助成金は、病院窓口で差し引かれますので、申請は不要です。



任意予防接種は町からの予診票・接種券はありません。
母子健康手帳を持参し、接種を受けてください。



★任意予防接種を受ける場合は、事前に医療機関へ予約をお願いします。
・かかりつけの病院以外で接種する場合はかかりつけ医に相談の上、接種を受けるようにしましょう。

----------任意予防接種による健康被害救済制度----------
万が一、任意予防接種を受けて健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度に基づく補償を受けることができます。接種した医療機関にご相談のうえ、八峰町役場福祉保健課へご連絡ください。

問合せ先：八峰町福祉保健課　☎76-4608